

札幌市議会委員会条例の一部を改正する条例案

令和6年（2024年）6月4日提出

全議員

札幌市議会委員会条例の一部を改正する条例

札幌市議会委員会条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

(1) 第19条中「文書で」を「次の各号のいずれかの方法により、」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 文書の提出

(2) 委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第23条（代理人又は文書等による意見の陳述）及び第25条の2（電子情報処理組織を使用する方法による通知等に関する事項の委任）において同じ。）を使用する方法

(2) 第23条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

(3) 第25条第1項を次のように改める。

委員長は、会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項について、職員をして次の各号のいずれかの記録を作成させ、当該記録に当該各号に定める措置を行わなければならない。

(1) 当該必要な事項を記載した文書等（文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）委員長の署名又は押印

(2) 議長が定めるところにより当該必要な事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができな

い方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。) 委員長の氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるもの

(4) 第25条の次に次の1条を加える。

(電子情報処理組織を使用する方法による通知等に関する事項の委任)

第25条の2 第19条（意見を述べようとする者の申出）第2号及び第23条（代理人又は文書等による意見の陳述）ただし書の規定による電子情報処理組織を使用する方法による通知並びに前条第1項第2号及び第2項の規定による電磁的記録の作成及び保管に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

（理 由）

地方自治法の一部改正を踏まえ、委員会に係る手続の一部をオンライン化するため、本案を提出する。